

運 營 規 程

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護

姫路・勝原ホム人認知症対応型共同生活介護

(介護予防) 認知症対応型共同生活介護運営規程

第1章 総 則

(目 的)

第1条 この規程は、社会福祉法人やながせ福祉会が設置運営する（介護予防）指定認知症対応型共同生活介護事業（以下施設という）の運営及び利用について必要な事項を定め、施設の円滑な運営を図ることを目的とする。

(事業の目的)

第2条 本事業は、認知症によって自立した生活が困難になった利用者に対して、家族的な環境のもとで、食事・入浴・排泄等の日常生活の世話及び日常生活の中で心身の機能訓練を行うことにより、安心と尊厳のある生活を、利用者がその有する能力に応じ可能な限り自立して営む事ができるよう支援することを目的とする。

(運営方針)

第3条 本事業において提供する（介護予防）認知症対応型生活介護は、介護保険法並びに関係する厚生労働省令、姫路市条例、告示の趣旨及び内容に沿ったものとする。

- 2 利用者の人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるとともに、個別な介護計画を作成することにより、利用者が必要とする適切なサービスを提供する。
- 3 利用者及びその家族に対し、サービスの内容及び提供方法についてわかり易く説明する。
- 4 適切な介護技術を持ってサービスを提供する。
- 5 常に、提供したサービスの質の管理、評価を行う。

(事業所の名称等)

第4条 名称及び所在地は次のとおりとする。

(1) 名 称

姫路・勝原ホーム認知症対応型共同生活介護

(2) 所在地

姫路市勝原区下太田 5 7 3

(利用定員)

第5条 施設の利用定員は9名とする。

第2章 職員及び職務分掌

(職員の区分及び定数)

第6条 施設に次の職員を下回らないように置く。

- (1) 施設長（管理者） 1名
- (2) 計画作成担当者 1名（兼務）
- (3) 介護職員 3名

前項に定めるものの他必要がある場合は、定員を超え又はその他の職員をおくことができる。

(職務)

第7条 職員の職務分掌は次のとおりとする。

- (1) 施設長（管理者）

施設の業務を統括する。施設長に事故があるときは、あらかじめ理事長が定めた職員が施設長の職務の代行をする。

- (2) 計画作成担当者

計画作成担当者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成することとともに、連携する介護老人福祉施設、病院等との連絡・調整を行う。

- (3) 介護職員

介護従事者は、利用者に対し、必要な介護及び支援を行う。

2 職員毎の事務分掌及び日常業務の分担については、施設長が別に定める。

(介護の内容)

第8条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の内容は次のとおりとする。

- (1) 入浴・排泄・食事・着替え等の介助
- (2) 日常生活上の世話
- (3) 日常生活の中での機能訓練
- (4) 相談・援助

(介護計画の作成)

第9条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの開始に際し、利用者の心身の状況、希望及びそのおかれている環境を踏まえて、個別に指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画（以下介護計画）を作成する。

2 介護計画の作成、変更には、利用者及び家族に対し、当該計画の内容の説明し、同意を得る。

3 利用者に対し、介護計画に基づいて各種サービスを提供するとともに、常にその実施状況についての評価を行う。

第3章 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの内容及び利用料

（利用料金等）

第10条 本事業が提供する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の利用料は、介護報酬の告知上の額とする。但し、次に掲げる項目については別に利用料金の支払いを受ける。

- （1）室料 24,700円／月（30日）
- （2）食材料費 950円／日
- （3）共益費 22,500円／月（30日）
- （4）その他日常生活において通常必要となる費用で利用者が負担することが適当と認められる費用

2 利用料の支払いは、月ごとに発行する請求書に基づき、現金または銀行口座振込により指定期日までに受けるものとする。

第4章 運営に関する事項

（入退所に当たっての留意事項）

第11条 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護の対象者は、要介護・要支援2の状態の者であって認知症の状態にあり、かつ次の各号を満たす者とする。

- （1）小人数による共同生活を営む事に支障がないこと。
- （2）自傷他害のおそれがないこと。
- （3）常時医療機関において治療をする必要がないこと。

2 入所後利用者の状態が変化し、前項に該当しなくなった場合は、退所していただく場合がある。

3 退所に際しては、利用者及び家族の意向を踏まえた上で、他のサービス提供機関と協議し、介護の継続性が維持されるよう、退所に必要な援助を行うよう努める。

第5章 緊急時における対応方法

（緊急時等の対応）

第12条 施設は、現に指定（介護予防）認知症型共同生活介護サービスの提供を行っているときに利用者に病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師又はあらかじめ施設が定めた協力医療機関太子病院への連絡を行うとともに必要な措置を講じる。

(事故発生時の対応)

- 第13条 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供により事故が発生した場合は速やかに保険者、利用者の家族に連絡を行うとともに必要な措置を講じる。
- 2 利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供により賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。

第6章 非常災害対策

(非常災害対策)

- 第14条 非常災害に備えて、消防計画、風水害、地震等に対処する計画を作成し、防火管理者または、火気・消防等についての責任者を定め、年2回以上定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行う。
- 2 消防法に準拠して防災計画を別に定める。

第7章 その他運営に関する事項

(定員の厳守)

- 第15条 施設は、利用定員及び居室の定員を超えて運営をしない。ただし、災害その他やむを得ない事情がある場合は、この限りではない。

(衛生管理等)

- 第16条 施設は、利用者の使用する食器その他の設備又は飲用に供する水について、衛生的な管理に努め、又は衛生上必要な措置を講ずるとともに、医療品及び医療用具の管理を適正に行う。
- 2 施設は、感染症が発生し、又は蔓延しないように必要な措置を行う。

(重要事項の掲示等)

- 第17条 施設は、運営規程の概要、職員の勤務体制、協力病院、利用料その他のサービスの選択に資すると認められる重要事項を見やすい場所に掲示、若しくはファイルなど閲覧可能な形で備え置く。

(秘密保持等)

- 第18条 施設の職員及び職員であった者は、正当な理由がなく、その業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を漏らしてはならない。また、秘密を漏らすことがないよう必要な措置を講じる。
- 2 施設は、居宅介護支援事業者等に対して、利用者に関する情報を提供する際にはあらかじめ文書により利用者の同意を得る。

(苦情処理)

第19条 施設は、その提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスに関する利用者からの苦情に迅速かつ適正に対応するために、苦情を受付けるための窓口を設置する。

2 施設は、その提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護に関し、保険者が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め、又は保険者の職員からの質問及び照会に応じ利用者からの苦情に関して、保険者が行う調査に協力するとともに、保険者から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

3 施設は、その提供した指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスに関する、国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに国民健康保険団体連合会からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

(地域等との連携)

第20条 施設は、運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等の地域との交流に努める。

(高齢者虐待防止)

第21条 利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じる。

(1) 研修等を通じて、施設従業者等の人権意識の向上や知識や技術の向上に努める。

(2) 個別支援計画の作成など適切な支援の実施に努める。

(3) 施設従業者等が支援にあたっての悩みや苦労を相談できる体制を整えるほか、施設従業者等が利用者等の権利擁護に取り組める環境の整備に努める。

(4) その他虐待防止のために必要な措置

2 事業者は、サービス提供中に、当該施設従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市に通報するものとする。

(暴力団等の排除)

第22条 事業所は、その運営において、暴力団等の支配を受けてはならないものとする。

第8章 会計の区分及び記録の整備

(会計の区分)

第23条 施設は、指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの事業会計と、その他の事業会計と区分する。

(記録の整備)

第24条 施設は、職員、施設及び会計に関する諸記録を整備する。

2 施設は、利用者に対する指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護サービスの提供に関する諸記録を整備し、その完結の日から5年間保存する。

- (1) 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護計画
- (2) 提供した具体的なサービス内容等の記録
- (3) 市町村への通知に係る記録
- (4) 苦情の内容等の記録
- (5) 事故の状況及び事故に際して採った処置についての記録

（法令との関係）

第25条 この規程に定めのないことについては、厚生労働省令、姫路市条例並びに介護保険法の法令に定めるところによる。

附 則

この規程は、平成13年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成17年 4月 1日から施行する。

この規程は、平成18年 4月 1日から施行する

この規程は、平成25年 6月 1日から施行する

変更 全般

変更前 従事者

変更後 従業者

変更 第3条

変更前 厚生省令

変更後 厚生労働省令、姫路市条例

変更 第25条

変更前 厚生省令

変更後 厚生労働省令、姫路市条例

追加 高齢者虐待防止の追加

追加 暴力団の排除の追加

変更 記録の整備

変更前 その完結の日から2年間保存する。

変更後 その完結の日から5年間保存する。

この規程は、令和3年 7月1日から施行する。

変更 第17条 重要事項の掲示

変更前 重要事項の掲示

変更後 重要事項の掲示等

変更前 見やすい場所に重要事項を掲示する。

変更後 見やすい場所に掲示、若しくはファイルなど閲覧可能な形で備え置く。

追加 第21条 高齢者虐待防止

追加 発見時の市への通報

追加 第24条 記録の整備

追加 保存する諸記録（認知症対応型共同生活計画、サービス内容等の記録、市町村への通知記録、苦情記録、事故記録）

この規程は、令和5年10月1日から施行する。

変更 第10条 利用料金等

変更前 食材料費 780円/日

変更後 食材料費 950円/日

この規程は、令和6年 8月1日から施行する。

変更 変更前 指定認知症対応型共同生活介護

変更後 指定（介護予防）認知症対応型共同生活介護

変更 第11条 入退所に当たっての留意事項

変更前 要介護者

変更後 要介護・要支援 2 の状態の者

変更 第 14 条 非常災害対策

変更前 非常災害対策に備えて、その他の必要な訓練を年 2 回以上実施する。

変更後 非常災害対策に備えて、対処する計画を作成し、責任者を定め、年 2 回定期的に避難、救出、その他の必要な訓練を行う。